

会合、議事概要及び資料の公開等の取扱いについて（案）

2022年11月 日
メタバース上のコンテンツ等を
めぐる新たな法的課題への対応
に関する官民連携会議決定

メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議（以下「官民連携会議」という。）の会合、議事概要及び資料の公開等については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 会合の公開

官民連携会議の会合は、公開して行う。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会合の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要の作成及び公開

- (1) 事務局は、官民連携会議の会合の開催後、議事概要を作成し、その内容について各構成員に確認を求める。
- (2) 各構成員により確認された議事概要は、知的財産戦略本部ホームページへの掲載その他の方法により公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 資料の公開

官民連携会議の会合の資料は、知的財産戦略本部ホームページへの掲載その他の方法により公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

4. 分科会の会合、議事概要及び資料の公開等

官民連携会議の分科会における会合、議事概要及び資料の公開等の取扱いについては、1～3に定めるところに準じて取り扱うものとする。